

平成29年度予算議案

徳島市

①

目

次

議案第 1 号	平成29年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第 2 号	平成29年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	13 //
議案第 3 号	平成29年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	21 //
議案第 4 号	平成29年度徳島市下水道事業特別会計予算	27 //
議案第 5 号	平成29年度徳島市奨学事業特別会計予算	35 //
議案第 6 号	平成29年度徳島市土地取得事業特別会計予算	41 //
議案第 7 号	平成29年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	47 //
議案第 8 号	平成29年度徳島市介護保険事業特別会計予算	53 //
議案第 9 号	平成29年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	59 //
議案第 10 号	平成29年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	65 //
議案第 11 号	平成29年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	71 //
議案第 12 号	平成29年度徳島市商業観光施設事業会計予算	75 //
議案第 13 号	平成29年度徳島市水道事業会計予算	81 //
議案第 14 号	平成29年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	87 //
議案第 15 号	平成29年度徳島市市民病院事業会計予算	91 //

平成 29 年度 徳島市 一般会計 予算

平成29年度徳島市一般会計予算

平成29年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,890,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当(賃金に係る職員手当を除く。)及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		39,914,526
	1 市 民 税	18,090,815
	2 固 定 資 産 税	16,727,769
	3 軽 自 動 車 税	702,110
	4 た ば こ 税	1,759,290
	5 都 市 計 画 税	2,634,542
2 地 方 譲 与 税		585,800
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	192,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	393,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	800
3 利 子 割 交 付 金		51,000
	1 利 子 割 交 付 金	51,000
4 配 当 割 交 付 金		369,000
	1 配 当 割 交 付 金	369,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		209,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	209,000
6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		33,000

款	項	金 額
	1 ゴルフ場利用税交付金	33,000
7 地方消費税交付金		4,771,000
	1 地方消費税交付金	4,771,000
8 自動車取得税交付金		110,000
	1 自動車取得税交付金	110,000
9 地方特例交付金		112,000
	1 地方特例交付金	112,000
10 地方交付税		8,488,000
	1 地方交付税	8,488,000
11 交通安全対策特別交付金		65,000
	1 交通安全対策特別交付金	65,000
12 分担金及び負担金		1,238,697
	1 負担金	1,238,697
13 使用料及び手数料		1,715,892
	1 使用料	1,129,178
	2 手数料	586,714
14 国庫支出金		18,069,210
	1 国庫負担金	15,908,566
	2 国庫補助金	2,108,582
	3 国庫委託金	52,062

款	項	金 額
15 県 支 出 金		7,131,253
	1 県 負 担 金	4,735,292
	2 県 補 助 金	2,016,013
	3 県 委 託 金	379,948
16 財 産 収 入		134,917
	1 財 産 運 用 収 入	86,917
	2 財 産 売 払 収 入	48,000
17 寄 附 金		305,950
	1 寄 附 金	305,950
18 繰 入 金		2,343,056
	1 基 金 繰 入 金	2,343,056
19 諸 収 入		1,775,699
	1 延 滞 金	61,000
	2 預 金 利 子	3,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	891,675
	4 受 託 事 業 収 入	76,560
	5 雑 入	742,964
20 市 債		9,467,000
	1 市 債	9,467,000
歳 入	合 計	96,890,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		561,025
	1 議 会 費	561,025
2 総 務 費		7,786,489
	1 総 務 管 理 費	6,324,987
	2 徴 税 費	914,358
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	359,707
	4 選 挙 費	61,906
	5 統 計 調 査 費	46,511
	6 監 査 委 員 費	79,020
3 民 生 費		45,059,693
	1 社 会 福 祉 費	19,201,789
	2 児 童 福 祉 費	14,895,838
	3 生 活 保 護 費	10,961,666
	4 災 害 救 助 費	400
4 衛 生 費		9,483,166
	1 保 健 衛 生 費	4,762,819
	2 清 掃 費	4,720,347

款	項	金 額
5 勞 働 費		67,896
	1 勞 働 諸 費	67,896
6 農 林 水 産 業 費		1,114,961
	1 農 林 水 産 業 費	423,139
	2 農 地 費	691,822
7 商 工 費		1,957,876
	1 商 工 費	1,957,876
8 土 木 費		11,050,453
	1 土 木 管 理 費	278,128
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,608,222
	3 河 川 及 び 排 水 施 設 費	1,031,959
	4 港 湾 費	2,132
	5 都 市 計 画 費	5,448,336
	6 住 宅 費	1,681,676
9 消 防 費		2,851,499
	1 消 防 費	2,851,499
10 教 育 費		7,934,008
	1 教 育 総 務 費	949,985
	2 小 学 校 費	1,167,109

款	項	金額
	3 中 学 校 費	763,374
	4 高 等 学 校 費	899,625
	5 幼 稚 園 費	1,070,939
	6 学 校 給 食 費	1,252,970
	7 社 会 教 育 費	1,423,755
	8 保 健 体 育 費	406,251
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		8,942,934
	1 公 債 費	8,942,934
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	96,890,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
情報化基本計画策定事業	平成30年度	11,988
庁舎エレベーター改修事業	平成30年度及び平成31年度	393,660
漁業近代化資金利子補給	平成30年度から平成35年度まで	2,582
企業誘致・雇用拡大等推進事業	平成30年度から平成33年度まで	22,000
小規模事業者経営改善資金利子補給	平成30年度及び平成31年度	5,500
立地適正化計画策定事業	平成30年度	13,000
四国横断自動車道側道用地取得事業 (平成29年度分)	平成30年度から平成34年度まで	取得予定価格 570,780千円、 利子及び事務費の合計額
幼稚園空調設備整備事業	平成29年度から平成38年度まで	166,914
重要文化財三河家住宅保存修理事業	平成30年度	10,000
市史編さん事業	平成29年度から平成31年度まで	3,594

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	70,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成60年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
地域総合整備資金貸付事業	200,000			
コミュニティセンター整備事業	5,900			
文化センター解体事業	2,200			
隣保施設整備事業	12,000			
児童館整備事業	4,400			
学童保育会館整備事業	21,500			
幼保一体的運営施設整備事業	379,300			
清掃運搬施設整備事業	17,700			
廃棄物処理施設整備事業	297,900			
し尿処理施設整備事業	32,400			
勤労者福祉施設整備事業	2,200			
農地施設整備事業	230,200			
観光施設整備事業	243,200			
道路橋りょう整備事業	1,485,400			
急傾斜地崩壊対策事業	1,700			
排水施設整備事業	677,100			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	336,200			
公営住宅建設事業	618,300			
消防施設整備事業	155,700			
防災施設整備事業	44,900			
義務教育施設整備事業	107,700			
社会教育施設整備事業	9,000			
動物園施設整備事業	47,500			
社会体育施設整備事業	26,300			
災害復旧事業	27,500			
臨時財政対策	4,410,000			

平成 29 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,923,044千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		4,749,521
	1 国民健康保険料	4,749,521
2 使用料及び手数料		1,080
	1 手 数 料	1,080
3 国庫支出金		7,259,457
	1 国庫負担金	4,973,494
	2 国庫補助金	2,285,963
4 療養給付費交付金		603,901
	1 療養給付費交付金	603,901
5 前期高齢者交付金		6,620,081
	1 前期高齢者交付金	6,620,081
6 県支出金		1,437,176
	1 県負担金	283,533
	2 県補助金	1,153,643
7 共同事業交付金		9,226,749
	1 共同事業交付金	9,226,749
8 繰 入 金		2,890,640

款	項	金 額
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2, 890, 640
9 諸 収 入		1, 134, 439
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	504
	2 雑 入	1, 133, 935
歳 入 合 計		33, 923, 044

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		661,519
	1 総 務 管 理 費	661,519
2 保 険 給 付 費		18,275,414
	1 保 険 給 付 費	18,275,414
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		2,939,300
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	2,939,300
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		10,528
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	10,528
5 老 人 保 健 拠 出 金		165
	1 老 人 保 健 拠 出 金	165
6 介 護 納 付 金		1,179,521
	1 介 護 納 付 金	1,179,521
7 共 同 事 業 拠 出 金		9,547,682
	1 共 同 事 業 拠 出 金	9,547,682
8 保 健 事 業 費		242,087
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	168,072
	2 保 健 事 業 費	74,015

款	項	金 額
9 公 債 費		14,400
	1 公 債 費	14,400
10 諸 支 出 金		295,973
	1 諸 支 出 金	295,973
11 繰 上 充 用 金		746,455
	1 繰 上 充 用 金	746,455
12 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	33,923,044

平成29年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成29年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成29年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000千円と定める。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		44
	1 諸 収 入	44
2 県 支 出 金		10,000
	1 県 補 助 金	10,000
3 繰 入 金		88,347
	1 一 般 会 計 繰 入 金	88,347
4 市 債		37,400
	1 市 債	37,400
歳 入	合 計	135,791

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		135,491
	1 事業費	104,968
	2 公債費	30,523
2 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		135,791

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	37,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成60年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 29 年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成29年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成29年度徳島市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,127,639千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当（賃金に係る職員手当を除く。）及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		65,830
	1 負 担 金	65,830
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,497,876
	1 使 用 料	1,497,596
	2 手 数 料	280
3 国 庫 支 出 金		925,400
	1 国 庫 補 助 金	925,400
4 繰 入 金		2,617,400
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,617,400
5 諸 収 入		74,044
	1 受 託 事 業 収 入	5,000
	2 雑 収 入	69,044
6 市 債		1,814,200
	1 市 債	1,814,200
7 繰 越 金		132,889
	1 繰 越 金	132,889
歳 入	合 計	7,127,639

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 下 水 道 費		7,124,639
	1 管 理 費	1,269,036
	2 建 設 費	2,833,127
	3 便 所 水 洗 化 費	14,048
	4 公 債 費	2,807,987
	5 諸 費	200,441
2 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	7,127,639

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
内 町 ポ ン プ 場 送 水 管 改 築 事 業	平 成 3 0 年 度 及 び 平 成 3 1 年 度	313,000
徳 島 市 下 水 道 事 業 地 方 公 営 企 業 法 適 用 推 進 事 業	平 成 3 0 年 度 及 び 平 成 3 1 年 度	113,533

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	1,814,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成70年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 29 年度 徳島市 奨学事業 特別会計 予算

平成29年度徳島市奨学事業特別会計予算

平成29年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,666千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		10,179
	1 奨 学 事 業 収 入	10,179
2 繰 入 金		10,801
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,801
3 繰 越 金		2,686
	1 繰 越 金	2,686
歳 入 合 計		23,666

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		23,641
	1 貸 付 事 業 費	23,641
2 公 債 費		25
	1 公 債 費	25
歳 出 合 計		23,666

平成 29 年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成29年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成29年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,075,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		1,058,147
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,058,147
2 諸 収 入		17,783
	1 諸 収 入	17,783
歳 入	合 計	1,075,930

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		1,058,147
	1 貸付金	1,053,930
	2 公債費	4,217
2 諸支出金		17,783
	1 諸支出金	17,783
歳出合計		1,075,930

平成 29 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成29年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成29年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,497千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 収 入		7,767
	1 貸 付 金 元 利 収 入	7,767
2 繰 入 金		2,730
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,730
歳 入	合 計	10,497

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		733
	1 貸 付 事 業 費	733
2 公 債 費		9,764
	1 公 債 費	9,764
歳 出 合 計		10,497

平成 29 年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成29年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成29年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,702,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		4,731,209
	1 介 護 保 險 料	4,731,209
2 使 用 料 及 び 手 数 料		591
	1 手 数 料	591
3 国 庫 支 出 金		5,877,497
	1 国 庫 負 担 金	4,212,326
	2 国 庫 補 助 金	1,665,171
4 支 払 基 金 交 付 金		6,689,818
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,689,818
5 県 支 出 金		3,381,524
	1 県 負 担 金	3,198,119
	2 県 補 助 金	183,405
6 財 産 収 入		2,216
	1 財 産 運 用 収 入	2,216
7 繰 入 金		4,019,346
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,647,149
	2 基 金 繰 入 金	372,197

款	項	金 額
8 諸 入		200
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	200
歳 入 合 計		24,702,401

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		542,542
	1 総 務 管 理 費	542,542
2 保 険 給 付 費		22,801,375
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	22,801,375
3 地 域 支 援 事 業 費		1,332,126
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 費 支 援 総 合 事 業 費	1,090,835
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	241,291
4 基 金 積 立 金		2,216
	1 基 金 積 立 金	2,216
5 公 債 費		3,000
	1 公 債 費	3,000
6 諸 支 出 金		11,142
	1 諸 支 出 金	11,142
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	24,702,401

平成 29 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,477,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,632,989
	1 後期高齢者医療保険料	2,632,989
2 使用料及び手数料		156
	1 手 数 料	156
3 繰 入 金		838,139
	1 一 般 会 計 繰 入 金	838,139
4 諸 収 入		6,008
	1 償還金及び還付加算金	5,578
	2 雑 入	430
歳 入	合 計	3,477,292

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		52,781
	1 総 務 管 理 費	46,248
	2 徴 収 費	6,533
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		3,408,933
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	3,408,933
3 諸 支 出 金		5,578
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,578
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		3,477,292

平成 29 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成29年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成29年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,275,065千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		17,275,065
	1 振 替 収 入	17,275,065
歳 入 合 計		17,275,065

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		17,275,065
	1 給 与 等 支 払 費	17,275,065
歳 出	合 計	17,275,065

平成 29 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

平成29年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱量

ア 水産物 38,000トン

イ 青果物 76,000トン

(2) 主要な建設改良事業

管理棟耐震補強改修工事 31,558千円

立体駐車場LED照明設置工事 12,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 市場事業収益 577,539千円

第1項 営業収益 417,284千円

第2項 営業外収益 160,255千円

支出

第1款 市場事業費用 576,401千円

第1項 営業費用 552,536千円

第2項 営業外費用 22,865千円

第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額119,599千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,104千円及び過年度分損益勘定留保資金112,495千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	55,254千円
第1項	出 資 金	39,475千円
第2項	補 助 金	15,779千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	174,853千円
第1項	建 設 改 良 費	95,904千円
第2項	企 業 債 償 還 金	78,949千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費118,923千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、144,426千円である。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

平成 29 年度徳島市商業観光施設事業会計予算

平成29年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	63,145器
イ 年間総利用人数	164,250人
ウ 一日平均利用人数	450人

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	88,103台
(ア) 普通駐車	63,173台
(イ) 全日定期駐車	3,030台
(ウ) 夜間定期駐車	11,096台
(エ) 昼間定期駐車	10,804台
ウ 一日平均駐車台数	241台
(ア) 普通駐車	173台
(イ) 全日定期駐車	8台
(ウ) 夜間定期駐車	30台
(エ) 昼間定期駐車	30台

(2) 紺屋町地下駐車場

ア 駐 車 台 数	2 8 7 台
イ 年 間 駐 車 台 数	1 5 4, 3 9 5 台
(ア) 普 通 駐 車	9 6, 3 6 0 台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	2 4, 0 9 0 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	8, 3 9 5 台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	2 5, 5 5 0 台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	4 2 3 台
(ア) 普 通 駐 車	2 6 4 台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	6 6 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	2 3 台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	7 0 台

(3) 徳島駅前西地下駐車場

ア 駐 車 台 数	1 5 4 台
イ 年 間 駐 車 台 数	3 6 8, 6 5 0 台
(ア) 普 通 駐 車	3 6 3, 1 7 5 台
(イ) 泊 駐 車	3, 6 5 0 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	1, 8 2 5 台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	1, 0 1 0 台
(ア) 普 通 駐 車	9 9 5 台
(イ) 泊 駐 車	1 0 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	5 台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 商業観光施設事業収益	1 9 7, 2 0 3 千円
第1項 索道営業収益	4 2 千円
第2項 駐車場営業収益	1 8 1, 0 1 2 千円

第3項	営業外収益	16,149千円
	支	
	出	
第1款	商業観光施設事業費用	186,575千円
第1項	索道営業費用	49,415千円
第2項	駐車場営業費用	126,070千円
第3項	営業外費用	10,090千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

	支	
	出	
第1款	資本的支出	14,495千円
第1項	企業債償還金	14,495千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,860,000千円と定める。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

平成 29 年度 徳島市 水道事業 会計 予算

平成29年度徳島市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1 2 7, 1 8 6 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	3 1, 6 3 6, 0 0 0 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	8 6, 6 7 4 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	4 4 8, 1 5 1 千円
配水施設事業	1, 4 3 3, 5 9 1 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水 道 事 業 収 益	5, 4 2 9, 3 0 3 千円	
第1項	営 業 収 益	4, 7 8 9, 3 5 3 千円	
第2項	営 業 外 収 益	6 3 8, 1 6 8 千円	
第3項	特 別 利 益	1, 7 8 2 千円	
	支	出	
第1款	水 道 事 業 費 用	5, 0 6 5, 9 3 9 千円	
第1項	営 業 費 用	4, 2 8 8, 0 1 6 千円	
第2項	営 業 外 費 用	7 6 9, 4 5 3 千円	
第3項	特 別 損 失	6, 4 7 0 千円	
第4項	予 備 費	2, 0 0 0 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,490,416千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,973千円、過年度分損益勘定留保資金448,499千円、当年度分損益勘定留保資金1,643,195千円、減債積立金358,936千円及び建設改良積立金35,813千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	887,692千円
第1項	企業債	300,000千円
第2項	工事負担金	100,000千円
第3項	加入金	206,626千円
第4項	負担金	18,166千円
第5項	県補助金	35,640千円
第6項	他会計補助金	39,940千円
第7項	固定資産売却代金	1,880千円
第8項	その他資本剰余金	185,440千円
支 出		
第1款	資本的支出	3,378,108千円
第1項	建設改良費	1,999,388千円
第2項	企業債償還金	1,378,720千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
徳島市水道施設整備計画等策定業務	平成29年度及び平成30年度	45,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	300,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,309,384千円
- (2) 交際費 400千円

(他会計からの補助金)

第9条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,086千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、223,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	機械及び装置	液体クロマトグラフ質量分析計	一式

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

平成 29 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

平成29年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	7,665両(一日平均21両)
(2) 年間運転キロメートル数	745,731キロメートル
(3) 年間総輸送人員	1,921,175人
(4) 一日平均輸送人員	5,263人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	742,545千円
第1項	営業収益	319,084千円
第2項	営業外収益	423,461千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	739,296千円
第1項	営業費用	712,457千円
第2項	営業外費用	25,839千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,228千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額210千円及び過年度分損益勘定留保資金22,018千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資 本 的	収 入	3 2 9 千円
第1項	補 助	金	3 2 9 千円
		支	出
第1款	資 本 的	支 出	2 2, 5 5 7 千円
第1項	建 設 改 良	費	2, 8 3 6 千円
第2項	企 業 債 償 還	金	1 9, 7 2 1 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 5 7 6, 0 3 7 千円 |
| (2) 交 際 費 | 4 0 0 千円 |

(他会計からの補助金)

第7条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、374,838千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、60,000千円と定める。

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

平成 29 年度 徳島市 市民病院 事業 会計 予算

平成29年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	339床
(2) 年間患者数	
ア 入院患者数	98,915人
イ 外来患者数	104,920人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	271人
イ 外来患者数	430人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	375,628千円
院内保育施設整備	41,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	10,587,289千円
第1項	医療収益	9,122,939千円
第2項	医療外収益	1,459,350千円
第3項	特別利益	5,000千円

支 出		
第1款	病院事業費用	10,575,260千円
第1項	医療費用	10,182,334千円
第2項	医療外費用	362,926千円
第3項	特別損失	25,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額305,966千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,084千円及び過年度分損益勘定留保資金304,882千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	900,902千円
第1項	企業債	417,100千円
第2項	負担金	483,802千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,206,868千円
第1項	建設改良費	435,247千円
第2項	企業債償還金	771,621千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	375,600千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
医療施設整備事業	41,500千円			財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 4,837,927千円 |
| (2) 交際費 | 400千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、343,925千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,365,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機械器具備品	汎用超音波画像診断装置	一式
	医療機械器具備品	乳房専用X線撮影装置	一式

平成29年3月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

この冊子は再生紙を使用しています。

